

平成 23 年度第 1 回富山県環境審議会 大気騒音振動専門部会議事要旨

1. 日 時 平成 23 年 12 月 16 日（金）午前 10 時～12 時
2. 場 所 富山県民会館 707 号室
3. 出席者 委 員：長谷川部会長、藤井特別委員、川上専門員、原専門員
事務局：堀生活環境文化部次長、浦田環境保全課長ほか
4. 議 事
 - (1) 大気騒音振動専門部会長の職務代理者の指名について
長谷川部会長が職務代理者に藤井特別委員を指名した。
 - (2) 富山県大気環境計画（ブルースカイ計画）（案）について
事務局が資料 1-1、資料 1-2 について説明した後、審議等が行われた。計画面案については概ね了承され、計画面案への修正等は部会長に一任することとなった。
 - (3) 富山県大気環境計画（案）に対する意見募集について
事務局が資料 2 について説明した後、審議等が行われた。意見募集の方法等については了承され、意見募集を 1 月に実施することとなった。
 - (4) 平成 23 年度の微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視について（報告）
事務局が資料 3 について報告した後、意見交換等が行われた。

【質疑応答】

○ 富山県大気環境計画（ブルースカイ計画）（案）について

（委員）

総合計画の見直し作業を受けて、大気環境計画（案）はどのような変更があったのか。

（事務局）

大気環境計画（案）の変更というよりも、この専門部会で検討いただいた内容を、総合計画に盛り込む作業を進めていた。具体的には、今回の大気環境計画（案）で新たに取り組むこととしている揮発性有機化合物対策、微小粒子状物質対策などについて、総合計画（案）に盛り込んだ。

（委員）

3 ページの図では、「総合計画」という言葉は出てこないが、大気環境計画と総合計画の関係はどうなっているのか。

（事務局）

3 ページの図中、「元気とやま創造計画」が、総合計画を指している。「元気とやま創造計画」は現行の総合計画の名称であり、（現在、この計画の）見直し作業を進めている。新しい総合計画の名称は現時点では未定だが、大気環境計画の策定時には、最新の状況を取り入れて修正する。

(委員)

㊦と表示がある施策は、今回の計画から新しく盛り込む項目、表示がないものはこれまでの計画に盛り込まれていたものということでしょうか。

(事務局)

大きくは2種類のパターンがある。一つには、微小粒子状物質対策など項目自体が新しいもの、もう一つは、従来から取り組んでいる項目だが、内容を充実・強化したものである。

なお、㊦の表示がないものでも、充実した内容にブラッシュアップ等している。

(委員)

以前から取り組んでいるものについては、一定の成果があったが、今後とも取り組む必要があるということなので、そのような施策に対する振返りも記載するとよいのではないかと。

(委員)

揮発性有機化合物については、現行計画でも重点施策として挙げられており、計画案も㊦と表示がされている。前回からの経緯を説明してはどうか。

(委員)

私も両委員と同様の意見である。

(事務局)

施策の振返りや取組みの経緯を新しい課題と結びつけるような形で、これらを第3章に記載する方向で、部会長と相談したい。

(委員)

計画書を読む人が、大気環境に詳しい人とは限らないので、読む人の立場に立って書いてほしい。

(事務局)

できる限り、そのように努めたい。

(委員)

環境基準値は、第2章で出てくるので、第4章の環境基準値の表を第2章に移動してはどうか。

(事務局)

そのように修正する。

(委員)

第2章の硫黄酸化物排出量及び窒素酸化物排出量の15年度の数値が、現行計画と計画案で異なっている。理由を教えてください。

(事務局)

自動車からの排出量の違いは、排出係数を最新にしたことによるものである。また、工場・事業場の排出量の違いは、持ち帰って確認させていただきたい。

(委員)

(排出量の算出にあたっては、)最新のデータを用い、精度を上げたもので、かつ誤りがないようにすること。この数値はいつまとめられたものか。

(事務局)

平成 21 年度である。なお、東日本大震災による工場・事業場のエネルギー使用の将来予測の変更等の有無について、現在、主要工場・事業場に問い合わせしており、大まかな感触としては、平成 21 年度に行ったアンケート結果とほぼ変わらない印象を受けている。最終的なとりまとめで、数値が大きく変わるようであれば、15 年度実績と併せて、見直しを検討したい。

(委員)

25 ページの放射能調査については県民の関心も高いと思うが、モニタリングポストの増設など記載内容は充実しなくてよいか。

(事務局)

ご指摘のとおり記載内容を充実する。なお、原子力災害対策としての放射線の環境モニタリング調査は当専門部会とは別の場で取り扱われている。大気環境計画では、水準調査を中心とした内容で記載したい。

(委員)

25 ページの⑦環境放射能調査の「実施」という項目名は⑦環境放射能調査の「充実」又は「拡充」などという表現になるのか。また、文部科学省のモニタリング調査の一環としてだけでなく、県独自で取り組んでいるものも記載するのか。

(事務局)

その方向で検討したい。

(委員)

13 ページの表 2-8 のタイトルは変更したほうがよい。この表のデータが、化学物質排出把握管理促進法に基づく報告を集計した排出量であることをわかるようにしたほうがよい。

(事務局)

委員のご指摘を踏まえ、表のタイトルは改めたい。

(委員)

報告には購入量や在庫量など具体的な根拠のある数字が含まれているのか。

(事務局)

報告は化学物質排出把握管理促進法に基づくものであり、報告の義務があるのは、従業員数 21 人以上、年間の化学物質取扱量 1 トン以上の特定の業種の工場・事業場である。大気中や排水中への排出量、廃棄物への移動量などを報告することとなっている。それ以外の小さな工場・事業場には報告の義務がなく、また、今のところ県としても報告を求めている。そのため、新たに県内の揮発性有機化合物の排出実態を定

期的に把握することとし、29 ページ(2)①に記載している。また、同ページ(2)②にあるように、削減対策としては、業種工程別に的をしぼって、(工場・事業場に) 具体的な方策を提示するなど、効率的、効果的な削減対策を実施することとしている。

○ 富山県大気環境計画(案)に対する意見募集について

(委員)

10、11 ページの富山県の図などは小さくて見えない。パブリックコメントの資料は今日の配布資料のようなモノクロのままなのか。

(事務局)

パブリックコメントの実施までには、図を見やすく、またカラーにして、見やすさにも配慮したい。

(委員)

これまでの例だと、何件くらいの意見が寄せられるのか。

(事務局)

それほど多くの意見は寄せられていなかったと認識している。

(委員)

パブリックコメントを実施していることを、どのようにして周知するのか。

(事務局)

県のホームページへの掲載やマスコミ各社への情報提供など、県民への幅広い周知に努めたい。

○ 平成 23 年度の微小粒子状物質 (PM2. 5) の常時監視について (報告)

(委員)

成分分析は、アンモニウムイオンも対象か。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

新しく機器を導入するとのことであるが、参考資料 4 の裏面の写真は、20 年くらい前の古いものである。

(事務局)

写真は環境科学センターのものとは別のもので、機器のイメージを表示した。環境科学センターに設置されている機器は約 7 年前に購入されており、今回の整備では、(すべての機器を新しく購入するのではなく、) 必要な部品のみを購入して、効率的、効果的な PM2. 5 の分析体制の整備に努める。

(委員)

どの成分を分析するかは国のガイドラインなどで決まっているのか。

(事務局)

そのとおり。国のガイドラインで定められている。

(委員)

事務処理基準を満たす9基の機器の設置が完了するのは何年度か。

(事務局)

なるべく早く設置したいが、財源の問題もある。次回専門部会で財源を踏まえた今後のPM2.5の常時監視のあり方について委員の皆さんからご意見等を伺いたい。

(委員)

国のガイドラインに定められた成分以外に、採取した微小粒子状物質中に健康リスクの高い有機化合物が含まれていないかどうか、ガスクロマトグラフ質量分析計を使って調査してはどうか。後々、役立つのではないか。

(事務局)

成分分析を行う目的は、微小粒子状物質の発生源を特定し、対策に生かすためである。有害性の高い物質については有害大気汚染物質調査などで対応している。予算等に限りがあることから、まずはガイドラインに定められた物質の成分分析を行うこととし、今後、情報収集しながら、必要性等があれば対応を検討したい。

(委員)

これからの分析項目として検討していただければ幸いである。